

# ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」事業

## 応募様式＜記入例＞

### 【応募書類】

No.	応募書類名	様式番号	部数	備考
1	応募要件・提出書類チェックリスト	—	1部	必須
2	応募申請書	様式第1号	2部	必須
3	代表企業以外の構成企業の概要 (任意団体・グループで申請する場合)	様式第2号	1部	該当する 場合のみ
4	申立書	様式第3号	1部	必須
5	法人の履歴事項全部証明書 (提出日現在で発行日から3か月以内のもの)	—	1部	必須
6	会社案内	—	2部	必須
7	管轄の府税務所で発行された納税証明書(原本)	—	1部	必須
8	管轄の税務署で発行された納税証明書(原本)	—	1部	必須

- 正本・副本として、A4サイズのフラットファイル(紙製・A4縦<A4-S型>)にそれぞれ綴って提出してください。
- 表紙及び背表紙には応募企業名(法人格を有するグループ等で応募する場合は法人名)を記入してください。
- 応募書類を郵送で以下の送付先に提出してください。  
※ 持参される場合は、事前に連絡の上、9:30から17:00の間に持参してください。

#### 【送付先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府 商工労働部 商工労働総務課 調整グループ

電話番号:06-6210-9474

- 応募書類のうち、応募申請書(様式第1号)については、併せて電子メールで送信してください。

#### 【メールアドレス】

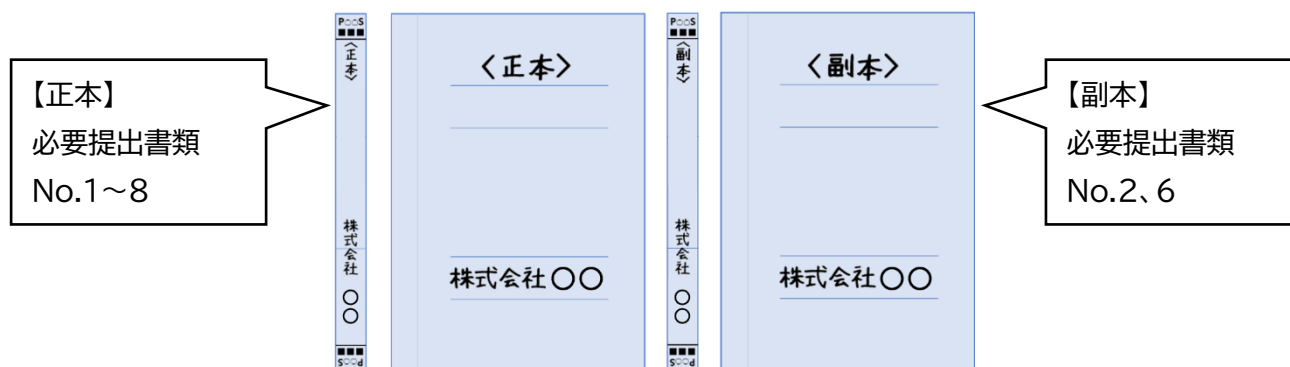
[shorosomu-g16@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shorosomu-g16@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※ 応募申請書(様式第1号)は、両面印刷で提出してください。

※ 必要な情報は、各様式にご記入ください。

(ファイルの綴り方)

A4サイズのフラットファイル(紙製・A4縦<A4-S型>)



【注意事項】

- 選定の過程により、補足のための資料を追加で提出していただく場合があります。
- 提出された申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

令和6年〇月〇日

## 応募要件・提出書類チェックリスト

応募企業名	株式会社ミライめぐり
-------	------------

【応募要件チェック欄】 ※この要件に合致していない場合は応募できません。

No.	チェック	応募要件	備考
1	✓	大阪府内に本社を有する。	
2	✓	府税に係る徴収金の未納がない。	
3	✓	消費税及び地方消費税の未納がない。	

【提出書類チェック欄】

No.	チェック		提出書類	備考
	正本	副本		
1	✓		応募要件・提出書類チェックリスト(この書類)	
2	✓	✓	様式第1号:応募申請書	両面印刷 電子メールでも提出
3	✓		様式第2号:代表企業以外の構成企業の概要 (任意団体・グループで申請する場合のみ)	募集要項P5:Ⅲ-1- (2)参照
4	✓		様式第3号:申立書(署名は自署にて記載)	
5	✓		法人の履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は事業概要) (提出日現在で、発行日から3か月以内のもの)	
6	✓	✓	会社案内(個人事業主の場合は技能検定等の資格や受賞歴などの プロフィールでも可)	
			納税証明書(提出日現在で発行日から3か月以内)	
7	✓		大阪府 府税事務所が発行する 『府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書』	未納がないことの証明 募集要項P7:「※納税 証明書について」参照
8	✓		税務署が発行する『納税証明書その3の3(法人税と消費税及地方 消費税)』 (個人事業主の場合は『納税証明書その3の2(申告所得税及復興特 別所得税と消費税及地方消費税)』)	

(様式第1号)

※事務局記入欄

受付番号	
受付年月日	

## 応募申請書

ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」推進委員会 宛

令和6年〇月〇日

## 1. 企業の概要

ふりがな	かぶしきがいしゃ みらいめぐり				
企業名	株式会社ミライめぐり				
ふりがな	だいひょうとりしまりやく おおさか たろう				
代表者(職・氏名)	代表取締役 ・ 大阪 太郎				
本社所在地	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階				
連絡担当者 (連絡窓口となる方を 記入してください。)	部署	商工労働総務課	ふりがな	みらい たろう	
	役職	係長	氏名	ミライ 太郎	
	TEL	06-6210-9474	FAX	06-6210-9481	
	E-Mail	shorosomu-g16@gbox.pref.osaka.lg.jp			
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒 同上				
ウェブサイトURL	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o110010/shokosomu/miraimeguri/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o110010/shokosomu/miraimeguri/index.html</a>				
資本金	10,000,000円	従業員数(前期末)	99人		
主たる業種	金属加工業	主な事業内容	鉄鍋や鉄板の製造		
事業の状況 (売上金額の大きいもの から記入してください。)	創業	〇年	設立	〇年	
		事業名	売上金額	割合	
	主たる事業	製造業	90,000,000円	90%	
	兼業する 事業			円	%
				円	%
		その他		10,000,000円	10%
	合計		100,000,000円	100%	

## 2. 展示企画内容

(1) 展示テーマを選択してください。

未来につながる新技術等

過去から未来に引き継がれる技術等

(2) 展示する製品、技術やサービス等について、(1)との関連を踏まえながら説明してください。

当社は、大阪において金属加工業を営んでおり、主に調理用の鉄鍋や鉄板を製造しています。これらの製造にあたっては、伝統的な金属加工技術を基盤とし、古くからの技術や知識を尊重しながら、現代のニーズに合った製品を提供しています。今回、当社は、「過去から未来に引き継がれる技術等」として、当社が誇る鉄鍋や鉄板の製造技術を展示したいと考えています。

鉄鍋や鉄板は、日本の食文化において欠かせない調理器具として古くから使用されてきました。その使い勝手の良さや熱伝導率の高さから、煮物や焼き物など、様々な料理の調理に活躍してきました。そして、大阪の粉もん文化を代表するたこ焼きやお好み焼きなどの調理にも欠かせない存在です。

一方で、当社は単に伝統を守るだけではなく、革新的なアプローチも取っています。例えば、従来の鉄鍋や鉄板に比べて耐久性や熱効率を向上させるための素材や製造プロセスの改良を行っています。さらに、最新のテクノロジーを活用し、より使いやすいデザインや洗練された仕上げを実現しています。

このように、当社は古くからの伝統と技術を受け継ぎながら、常に新しい価値を創造し続けています。そして、当社の製品は、和食文化や大阪の粉もん文化を支えるだけでなく、人々に愛される製品として、未来に引き継がれる存在であることを自負しています。

(3) (2)の製品、技術やサービス等について、2050年の「いのち輝く未来社会」においてどのように活用されているか、説明してください。

鉄鍋や鉄板は、2050年の社会においても、依然として基本的な調理器具として広く活用されていると考えます。その耐久性や熱伝導性、調理効果は、料理の味や質を向上させるために不可欠です。現在よりも料理のバリエーションが増え、世界中の人々の食事を支えています。

また、2050年に発展している宇宙産業においても活用されていると考えます。宇宙旅行が一般的になるにつれて、宇宙食の需要が高まるなか、鉄鍋や鉄板は宇宙空間でも安定した性能を発揮し、さまざまな宇宙食の調理に活用されています。高度な耐久性が求められる宇宙船や宇宙探査機の部品には、鉄鍋や鉄板の製造技術が応用されています。

さらに、2050年の社会では、単なる調理器具を超えて、食事や健康に関するパートナーとして活用されていると考えます。人々のライフスタイルの変化や、食材の利用方法の多様化に応えるため、多機能性やスマート機能を備えた鉄鍋や鉄板が登場しています。例えば、料理のレシピを自動的に認識し、最適な温度や調理時間を設定する製品、AIを活用した料理のアドバイスや栄養バランスのサポートなど、より健康的で楽しい食生活を提供する製品が開発されています。

(4)(2)の製品、技術やサービス等について、2050年の「いのち輝く未来社会」において果たす意義や必要性は何か、説明してください。

当社の製品や製造技術は、2050年の社会に向けて重要な役割を果たすことが期待されます。

まず、持続可能な社会の実現です。鉄鍋や鉄板は耐久性が高く、長期間にわたって使えるため、廃棄物を削減することができます。また、熱伝導率が高く、調理時間が短縮されるため、調理時に必要となるエネルギーの節約につながります。製造時においても、再利用可能な素材の利用やエネルギー効率の向上など、製品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を最小限に抑える取組みを推進しており、カーボンニュートラルの実現など、持続可能な社会の実現に貢献します。

次に、食文化の継承と発展です。鉄鍋や鉄板は、日本の食文化を継承し、次世代に伝える重要な手段となります。これにより、郷土料理や伝統的な食文化を受け継ぐことができます。また、鉄鍋や鉄板は、様々な料理に対応できるため、新しいメニューの開発や調理方法の探求など、食文化の発展にも貢献します。

最後に、「いのち輝く未来社会」の実現です。当社は調理器具の製造業者として、食育など食に関するCSR活動に積極的に取り組んでいます。食べることは、生きる上での基本となるものであり、生涯にわたって続く基本的な営みです。若年層の方々に対する食育を通じて、子どもたちに食の大切さを学んでもらい、一生涯にわたって健康やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくることで、「いのち輝く未来社会」の実現に貢献します。

(5)出展企画内容のイメージをストーリー立てしながら、具体的に説明してください。

※必要に応じて、展示コンテンツがイメージできる画像等を次ページ「イメージ画像等貼付用紙」に貼付してください。

当社の展示コンテンツは、「過去から未来への金属加工技術の継承」を題材とします。

動画では、まず、大阪における金属加工技術の歴史や当社の創業からの歴史を描き、金属加工技術の進化がダイナミックに感じられるようにします。過去の職人たちがどのように金属を加工し、製品を作り上げていたのかを垣間見ることができます。

次に、当社の工場見学のシーンを映し出し、魅力あふれるリアルな製造現場を見てもらうとともに、金属加工技術が過去から受け継がれていることを実感してもらいます。また、最新のデジタル技術を活用した製品開発プロセスを映し出し、過去と現代の技術を対比します。さらに、持続可能性への取り組みとして、再生可能な素材の使用や省エネルギーな製造プロセスを紹介し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどのように貢献しているかを描きます。

次に、鉄鍋や鉄板を用いた調理シーンを映し出し、金属加工技術が和食文化や大阪の粉もん文化を支える要素の一つであることを描きます。

最後に、当社が目指す未来像を提示します。2050年の社会において、金属加工技術がどのように進化し、持続可能な製品やサービスを提供するかを、未来社会を担う若年層の方々にワクワク感を持ってもらえるように具体的に描きます。スマートテクノロジーを搭載した調理器具やリサイクル可能な素材を使用した製品など、未来の製品のイメージを描きます。

このように、「過去から未来への金属加工技術の継承」を題材に、金属加工技術の歴史や未来像などを伝えることで、金属加工技術の価値をより深く理解してもらい、興味・関心を持ってもらうことを目的とします。

## イメージ画像等貼付用紙

自社製品①(鉄鍋を使用した調理イメージ)



自社製品②(鉄板を使用した調理イメージ)



自社工場



AIが搭載された2050年の自社製品のイメージ



※貼付枚数は6枚以内でお願いします。

(様式第2号)

代表企業以外の構成企業の概要①

ふりがな			
企業名			
ふりがな			
代表者(職・氏名)			
本社所在地	〒		
連絡担当者 (連絡窓口となる方を 記入してください。)	部署		ふりがな
	役職		氏名
	TEL		FAX
	E-Mail		
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒		
ウェブサイトURL			
資本金	円	従業員数(前期末)	人
主たる業種		主な事業内容	

代表企業以外の構成企業の概要②

ふりがな			
企業名			
ふりがな			
代表者(職・氏名)			
本社所在地	〒		
連絡担当者 (連絡窓口となる方を 記入してください。)	部署		ふりがな
	役職		氏名
	TEL		FAX
	E-Mail		
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒		
ウェブサイトURL			
資本金	円	従業員数(前期末)	人
主たる業種		主な事業内容	



(様式第3号)

## 申立書

私(当社)は、下記の内容について申立てます。

## 記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを「○」で囲んでください。

申立事項		
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する <b>暴力団</b> 、同条第2号に規定する <b>暴力団員</b> 、同条第3号に規定する <b>暴力団員等</b> 及び同条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から申請日において1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から申請日において1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	上記1～3のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、事務局が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、該当することが判明した場合には、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
5	① バーチャル大阪パビリオンの出展企業選定の申請にあたり、当該展示企画内容は、「バーチャル大阪パビリオンのコンテンツ規定」等各規定を満たしている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	② 選定後、展示コンテンツ上の問題が判明した場合は、直ちにその旨を事務局に届け出るとともに、展示コンテンツの停止等、誠心誠意対応します。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	③ 展示コンテンツ上の問題に関して調査が必要となった場合には、事務局が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、展示コンテンツ上の問題が認められた場合は、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	④ 他者への知的財産権の侵害がないことを自社で確認しており、本事業によって知的財産権の侵害による係争になった場合、大阪府、大阪市、(公財)大阪産業局、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンは一切の責任を負わないとともに、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

令和6年○月○日

必ず自署にて  
記載してください。所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16  
大阪府咲洲庁舎25階

企業名：株式会社ミライめぐり

代表者職・氏名：代表取締役 大阪 太郎

## <参考>

### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条(抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

### 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条及び第62条第1項(抜粋)

第49条 公正取引委員会は、第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第62条 第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令(以下「納付命令」という。)は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第65条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

### 大阪府暴力団排除条例第2条(抜粋)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
- 五 入札参加資格者 建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの(以下「公共工事等」という。)に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。